

# 雲南地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金

うなん観光ネットワーク協議会（以下「協議会」）では、旅行事業者が企画・実施、手配した訪日団体旅行（日本国外発着及び日本在住外国人を対象とする日本国内発着の旅行）に対して、予算の範囲内で宿泊費及び貸切車両代金の一部を補助します。

## 1. 補助対象となるツアー

旅行事業者が企画・実施、手配したツアーのうち、1回の送客人数が5人以上で（ツアーガイド、運転手等関係者を除く）、下記条件のいずれかに該当するツアーが対象となります。

- (1) 雲南地域への観光を目的とし、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊するもの。
- (2) 雲南地域への観光を目的とし、1回の企画につき、雲南地域内の観光施設等2か所以上に貸切車両を利用して立ち寄るもの。

ただし、観光施設等とは、施設に入場又は乗車等をして、観覧、お土産購入、飲食、サービスの受給ができる施設とします。単なるトイレ休憩等を目的とした立ち寄り施設数として数えることができません。貸切車両とは貸切バス及びジャンボタクシーのことを指します。

## 2. 補助金の交付額

- (1) 1泊につきツアー送客人数1人当たり2,000円。

ただし、1人当たりの宿泊費が2,000円未満の時には宿泊費と同額とし、交付額の上限は100,000円又は1人当たり2泊分のいずれか低い額。

- (2) 観光施設等に立ち寄る貸切バス1台につき30,000円、ジャンボタクシー1台につき15,000円。

## 3. 補助金の流れ

- (1) ツアー出発前に補助金交付申請書を提出してください。

添付資料： ツアーの日程表（予定）、送客名簿（予定）

- (2) 申請書を審査し、適正と認められると補助金交付決定通知書を交付します。
- (3) 利用される施設へ利用日当日に補助金交付決定通知書の写しを提出してください。
- (4) ツアー終了後に補助金実績報告書を提出してください。

添付資料： ①ツアー日程表（実績）、送客名簿（実績）

②宿泊証明書

③施設等立ち寄り証明書、貸切車両を利用したことがわかる書類（運行する事業者の名称・所在地、車両代金が明記された請求書の写し等）

## 4. 補助金の支払

協議会において実績報告書等の関係書類を審査後、旅行事業者からの請求に基づき、30日以内に指定口座に振り込みます。

## 5. 申請及び問合せ先

うなん観光ネットワーク協議会事務局（雲南広域連合企画課内）

島根県雲南市木次町里方1100番地6 〒699-1311

TEL 0854-47-7341

FAX 0854-47-7344

E-mail unnankouiki@unnan.jp